

令和5年度 第4回理事会

令和5年(2023年)4月20日改正

新旧対照表

現 行	改正案	備 考
<p>537 公認スノーボードバッジテスト基準及び実施要領</p> <p><u>1. 公認スノーボードバッジテスト規程第7条に基づき、公認スノーボード級別テスト(以下、「テスト」という。)の基準及び実施要領について、必要な事項を定める。</u> (1) テストは、次のとおりとする。1級は実技テストとし、</p>	<p>537 公認スノーボードバッジテスト基準及び実施要領</p> <p><u>I プライズテスト</u></p> <p><u>1. 公認スノーボードバッジテスト規程第10条に基づき、プライズテスト基準及び実施要領について、必要な事項を定める。</u> (1) <u>テストの種目については、次のとおりとする。</u> ① <u>クラウンプライズテストの実技テスト種目</u> <u>○ミドルターン(総合斜面ナチュラル)</u> <u>○ショートターン(総合斜面ナチュラル)</u> <u>○フリーラン(総合斜面ナチュラル)</u> ② <u>テクニカルプライズテストの実技テスト種目</u> <u>○ミドルターン(総合斜面ナチュラル)</u> <u>○ショートターン(総合斜面ナチュラル)</u> <u>○フリーラン(総合斜面ナチュラル)</u> (2) <u>会場の設定については、実施要項の斜面設定を目安に、コース状況、条件を把握し、前走者を活用する等安全に留意し、コースの長さ、幅、回転数等の規制については、主任検定員及び検定員の判断に委ねる。</u> (3) <u>クラウン及びテクニカルプライズテストは、必要に応じて併合して実施することができる。</u> (4) <u>13才未満及び高齢の受検者については、事前講習、実技テストを実施するにあたり、安全面に特に配慮しなければならない。</u> (5) <u>採点基準については、次のとおりとする。</u> ① <u>クラウンプライズテスト</u> <u>a 実技テストは、公認スノーボードA級検定員資格を有する主任検定員を含めた3名以上の検定員有資格者が実施し、その平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、ポイントは、小数点第1位を四捨五入する。</u> <u>b 実技1種目あたり100ポイントとし、3種目の評価の合計が240ポイント以上をもって合格とする。</u> ② <u>テクニカルプライズテスト</u> <u>a 実技テストは、公認スノーボードA級検定員資格を有する主任検定員を含めた3名以上の検定員有資格者が実施し、その平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、ポイントは、小数点第1位を四捨五入する。</u> <u>b 実技1種目あたり100ポイントとし、3種目の評価の合計が225ポイント以上をもって合格とする。</u></p> <p><u>II 級別テスト</u></p> <p><u>2. 公認スノーボードバッジテスト規程第19条に基づき、公認スノーボード級別テストの基準及び実施要領について、必要な事項を定める。</u> (1) テストは、次のとおりとする。1級は実技テストとし、</p>	<p>プライズテスト追加</p> <p>プライズテスト追加により変更</p>

<p>公認スノーボードA級又はB級検定員資格を有する主任検定員を含めた2名以上の検定員有資格者が実施する。2級以下は講習内テストとし、検定員有資格者1名以上が実施する。</p> <p>① 1級 <u>-(実技種目)-</u> ○ミドルターン（中斜面） ○ショートターン（中斜面） ○フリーラン（中斜面） a. 実技テストは、検定員2名以上の合計ポイントの平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、ポイントは、小数点第1位を四捨五入とする。 b. 実技種目1種目あたり、100ポイントとし、3種目の評価の合計が210ポイント以上をもって合格とする。</p> <p>② 2級 <u>-(実践講習種目)-</u> ○ミドルターン（緩中斜面） ○ショートターン（緩中斜面） ○フリーラン（緩中斜面） a. 講習内テストとし、検定員が講習の中で「<u>緩中斜面でターンシェイプを制御する技術</u>」を指導しながら行う。 b. 実技種目1種目あたり、100ポイントとし、3種目の評価の合計が195ポイント以上をもって合格とする。</p> <p>③ 3級 <u>-(実践講習種目)-</u> ○ミドルターン（緩斜面） ○スリップto スリップ（緩斜面） ○フリーラン（緩斜面） a. 講習内テストとし、検定員が講習の中で「<u>リズムを制御する技術</u>」を指導しながら行う。 b. 実技種目1種目あたり、100ポイントとし、3種目の評価の合計が180ポイント以上をもって合格とする。</p> <p>④ 4級 <u>-(実践講習種目)-</u> ○ストレートランニング～ストップ（ごく緩い斜面） ○フリーラン（緩斜面） a. 講習内テストとし、検定員が講習の中で「<u>フォールラインへの対応技術</u>」を指導しながら行う。 b. 実技種目1種目100ポイントとし、2種目の評価の合計が110ポイント以上をもって合格とする。</p> <p>⑤ 5級 <u>-(実践講習種目)-</u> ○サイドスリップ（緩斜面） ○フリーラン（緩斜面） a. 講習内テストとし、検定員が講習の中で「<u>安全に斜面を降りる技術</u>」を指導しながら行う。 b. 実技種目1種目100ポイントとし、2種目の評価の合計が100ポイント以上をもって合格とする。</p> <p>（2）会場の設定 コース状況を把握し、前走者を活用する等<u>安全に留意し</u>、コースの長さ、幅、回転数等の規制については、検定員の判断に<u>ゆだねる</u>。 <u>2. 小学生受検者については、実施する講習・検定コースのコースの長さなどの配慮を行う。</u></p>	<p>公認スノーボードA級又はB級検定員資格を有する主任検定員を含めた2名以上の検定員有資格者が実施する。2級以下は講習内テストとし、検定員有資格者1名以上が実施する。</p> <p>① 1級 <u>テストの実技テスト種目</u>  ○ミドルターン（中斜面） ○ショートターン（中斜面） ○フリーラン（中斜面） a. 実技テストは、検定員2名以上の合計ポイントの平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、ポイントは、小数点第1位を四捨五入とする。 b. 実技種目1種目あたり、100ポイントとし、3種目の評価の合計が210ポイント以上をもって合格とする。 <u>c. バッジテスト1級合格者で、本連盟に未登録の者は、当該年度の会員登録または暫定会員登録をしなければならない。</u></p> <p>② 2級 <u>テスト</u>  ○ミドルターン（緩中斜面） ○ショートターン（緩中斜面） ○フリーラン（緩中斜面） a. 講習内テストとし、検定員が講習の中で<u>技術課題</u>を指導しながら行う。 b. 実技種目1種目あたり、100ポイントとし、3種目の評価の合計が195ポイント以上をもって合格とする。</p> <p>③ 3級 <u>テスト</u>  ○ミドルターン（緩斜面） ○スリップto スリップ（緩斜面） ○フリーラン（緩斜面） a. 講習内テストとし、検定員が講習の中で<u>技術課題</u>を指導しながら行う。 b. 実技種目1種目あたり、100ポイントとし、3種目の評価の合計が180ポイント以上をもって合格とする。</p> <p>④ 4級 <u>テスト</u>  ○ストレートランニング～ストップ（ごく緩い斜面） ○フリーラン（緩斜面） a. 講習内テストとし、検定員が講習の中で<u>技術課題</u>を指導しながら行う。 b. 実技種目1種目100ポイントとし、2種目の評価の合計が110ポイント以上をもって合格とする。</p> <p>⑤ 5級 <u>テスト</u>  ○サイドスリップ（緩斜面） ○フリーラン（緩斜面） a. 講習内テストとし、検定員が講習の中で<u>技術課題</u>を指導しながら行う。 b. 実技種目1種目100ポイントとし、2種目の評価の合計が100ポイント以上をもって合格とする。</p> <p>（2）会場の設定 <u>については、実施要項の斜面設定を目安に、コース状況、条件</u>を把握し、前走者を活用する等安全に留意し、コースの長さ、幅、回転数等の規制については、<u>主任検定員及び</u>検定員の判断に<u>委ねる</u>。 <u>（3）13才未満及び高齢の受検者については、事前講習、実技テスト及び講習内テストを実施するにあたり、安全面に特に配慮しなければならない。</u></p>	<p>スキーの表現に合わせる</p> <p>スキーの表現に合わせる</p> <p>汎用的な表現に変更</p> <p>スキーの表現に合わせる</p> <p>汎用的な表現に変更</p> <p>スキーの表現に合わせる</p> <p>汎用的な表現に変更</p> <p>スキーの表現に合わせる</p> <p>汎用的な表現に変更</p> <p>スキーの表現に合わせる</p>
--	--	---

<p>3 . この基準の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成11年6月7日 制定          平成12年9月20日 改正          平成18年11月1日 改正          平成23年9月20日 改正          平成25年7月9日 改正          平成26年4月15日 改正          平成29年7月15日 改正          平成29年8月22日 改正          令和3年9月27日 改正</p>	<p>3 . この基準の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成11年6月7日 制定          平成12年9月20日 改正          平成18年11月1日 改正          平成23年9月20日 改正          平成25年7月9日 改正          平成26年4月15日 改正          平成29年7月15日 改正          平成29年8月22日 改正          令和3年9月27日 改正  <u>令和5年4月20日 改正</u></p>	
--	---	--